

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（06-6208-9418）
処分課（担当）名	都市整備局淡路・三国東土地地区画整理事務所（06-6399-1392）
処分の名称	清算金の徴収
概要	従前の土地等に対して定められるべき換地等との間に不均衡が生ずると認められるときは、位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に勘案して、金銭によって清算されるものとされており、施行者は処分基準により確定した清算金を徴収又は交付しなければならない。
根拠法令等 及び条項	土地地区画整理法第110条第1項
処分基準	<p>(換地処分)          第百三条 1～3 省略          4 國土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。          5～6 省略</p> <p>(換地処分の効果)          第百四条 1～7 省略          8 第九十四条の規定により換地計画において定められた清算金は、前条第四項の公告があつた日の翌日において確定する。</p> <p>(清算金の徴収及び交付)          第百十条 施行者は、第百三条第四項の公告があつた場合においては、第百四条第八項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第百二条第一項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。          2～8 省略</p>
ホームページ	
備考	